

こんな時、ご活用ください。労働関係助成金のご案内

三重労働局雇用環境・均等室

育児や介護と仕事の両立を支援したい 女性従業員に活躍してほしい → 両立支援等助成金

助成金の種類、助成額、主な要件の解説です

男性の育休取得を支援する

出生時両立支援コース 28.5万円～72万円 ※2人目以降支給あり

- ・男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行う
- ・男性が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得する

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース 育休取得時・復帰時 28.5万円～36万円

- ※取組内容による加算あり ※1企業2人まで支給（無期雇用者、有期契約労働者1人ずつ）
- ・「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する
- ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する ※取得時と復帰時の2回に分けて申請、支給する

育休中の代替要員を確保する

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円～60万円 《中小企業対象》

- ※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※有機契約労働者の加算あり ※くるみん認定による対象拡大あり
- ・育児休業（3か月以上）期間中の代替要員を確保する
- ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する

介護離職を防止する

介護離職防止支援コース 19万円～72万円 《中小企業対象》

- ・介護支援プランを作成し、介護休業（1か月以上）を取得後、1か月以上原職等に復帰する
- ・介護支援プランを作成し、3か月以上の介護制度（短時間勤務制度等）を利用する

再雇用制度を整備する

再雇用者評価処遇コース 19万円～48万円 ※2～5人目の支給あり

- ・妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者についての再雇用制度（要件あり）を導入する
- ・無期雇用者として再雇用し、継続雇用する

女性従業員の活躍推進に取り組む

女性活躍加速化コース（Aコース）28.5万円～36万円（Nコース）28.5万円～60万円

- ・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、「取組目標」を達成した場合⇒「Aコース」《常時雇用する労働者300人以下企業対象》
- 「数値目標」も達成した場合⇒「Nコース」

生産性を上げるための研修や設備の導入などを行いたい

※研修や設備の導入などに要した経費の一部を支給

所定外労働の削減など、労働時間等の見直しを目的に行う → 職場意識改善助成金

《中小企業対象》

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組む

職場環境改善コース 上限67万円～100万円 補助率1/2～3/4 申請締切10/16

- ①年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加 ②月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減

所定労働時間の短縮に取り組む

所定労働時間短縮コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・労働基準法の特例措置対象事業場で、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

36協定を見直す

時間外労働上限設定コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・限度基準を超える時間数での36協定を締結している事業場において、限度基準以下の上限設定を行う

勤務間インターバルを導入する

勤務間インターバル導入コース 上限20万円～50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入、または適用範囲の拡大、休憩時間の延長など

テレワークに取り組む

テレワークコース 上限10万円～150万円 補助率1/2～3/4 申請締切12/1

- ①在宅、またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施 ②年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加、又は月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減

自社の最低賃金の引き上げを目的に行う → 業務改善助成金 《中小企業対象》

最低賃金を引き上げる

30円～120円コース 上限50万円～200万円 助成率7/10～4/5 申請締切H30.1/31

- 事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる。※現在の事業場内最低賃金と、引き上げる額による申請コース区分により、上限額、助成率が変わります。

①

中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、

三重労働局雇用環境・均等室へ

電話 059-261-2978

要件等の詳細は、厚生労働省ホームページでもご覧いただけます（<http://www.mhlw.go.jp>）

※助成金は、予算の範囲内で支給されます。年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。